

## 市民経済委員会委員長報告書

令和 8 年 3 月 2 4 日

市民経済委員会に付託されました議案 6 件、陳情 1 件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、陳情第 2 号「O T C 類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書の国への提出を求める陳情書」について報告します。

本件は、国に対して O T C 類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書の提出を求めるものです。

初めに当局より、

O T C 類似薬については、国の社会保障審議会医療保険部会において、持続可能な医療保険制度の構築の観点から、医療保険制度改革の一部として、議論が行われたものです。

O T C 類似薬の保険適用の見直しについては、医療機関における必要な受診の確保をした上での保険給付の見直しの方法について議論が行われたほか、保険適用除外とした場合に患者の自己負担が著しく増えるケースがあることなどから、薬剤を保険適用としつつ、薬剤費の一部を保険給付の対象外とし、患者に「特別の料金」を求める新たな仕組みの創設について示されました。

また、子どもや慢性疾患を抱えている方、入院患者や処置等の一環で必要となる方、長期使用等が医療上必要である方については、配慮が必要であるとして、特別の料金は徴収しない方向で検討すべきとしています。

また、議論にあたっては、患者団体からのヒアリングも行われ、実際の当事者となっている方々からの声も拾い上げた上で議論がなされたものと考えています。

現在、国において制度の枠組みが示され、今後、令和 8 年度中の実施に向けた具体的な制度設計が図られていくことから、本市としても引き続き国の動向を注視してまいります。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

- 1 採択の立場で討論する。

社会保障費の上昇、医療費負担の世代間の公平性の観点から、制度を見直すという点については理解できるものの、制度設計によっては、陳情者の指摘するとおり「治療の断念」につながる危険性があると考えます。

また、我が党は積極財政への転換を訴えている。今のような緊縮財政下では、経済成長は見込めるべくもなく、このような制度改正という選択をせざるを得ないのは必然とも言える。現政府の責任は重大と考えます。

## 2 不採択の立場で討論する。

厚生労働省が公表している国民医療費は、令和5年度、約48兆915億円に達し、前年比約1.4兆円、3.0%増と右肩上がりである。この医療費の財源構成を見ると、保険料が約50%、公費が約38%を占めており、その多くを支えているのは現役世代で、大変重くなっており、OTC類似薬の保険適用除外については、持続的な医療制度を維持するための方策であると認識している。

公的医療保険の本来の役割を考えると、市販薬としてドラッグストアで購入可能な薬剤について、一定のルールの下で自己負担を基本とすることは、右肩上がりの医療費を支えるために避けて通れない選択であるものの、OTC類似薬に費やされている保険給付費は、影響額が900億円程度と総額に対して少ないことは注視していく必要がある。

陳情者が懸念されている「子育て世帯への影響」や「慢性疾患患者の経済的負担」については、十分に配慮されるべき重要な視点である。しかし、国の社会保障審議会等の議論においても、小児、入院患者、あるいは継続的な治療が不可欠な慢性疾患患者など、医療上の必要性が高いケースについては、引き続き保険給付の対象とする方向で慎重な検討が進められている。

## 3 不採択の立場で討論する。

便秘薬、湿布に関しては薬局に行くよりも、医師の処方があった方がよい。

それは、単に薬を購入するという行為ではなく、まず、医者に診てもらい症状を確認するものであり、処方はいくまで副次的な行為である。ただ、薬の安価な提供を前提として、全てを社会保険で賄うということは、モラルハザードを招きかねないと判断した。

私の母も、便秘で救急搬送、1週間の入院、投薬といったプロセスを経ているため、体調が悪いときは、迷わず救急車、病院といったことは、生

命を守るうえで極めて大切であると考え。陳情の趣旨は十分理解でき、全面的に否定するものではない。

国はこのような点についても、さらに検討を進めている。基本的には該当となる薬の保険適用は維持する、薬剤費の一部を特別料金とする、その中でも、こどもや慢性疾患がある方、入院や処置の一環で継続して使用することが必須となる方、長期使用等が医療上必要となる方については配慮が必要で、特別な料金は徴収しない方向で調整をしている。

今回は、どちらかというところ、採択の部分が不採択の部分よりもやや少ない、懸案事項は既に検討中のためやむを得ず不採択とした。

#### 4 不採択の立場で討論する。

本陳情は、医療費や薬代の負担に不安を抱える市民の切実な思いから提出されたものであり、その気持ちについては十分理解し、重く受け止めている。

一方で、国が示している今回の見直しは、O T C類似薬を一律に保険適用から除外するものではなく、保険適用は維持したまま、医療上の必要性が比較的到低い薬に限って、薬代の一部を自己負担してもらう仕組みが示されている。

こうした制度の趣旨や内容を踏まえると、現時点でO T C類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書を国に提出するのは適当ではないと判断する。

がありました。

採決の結果、1対5をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、議案第16号「流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による国民健康保険法の一部改正に伴い、国民健康保険料の算定において、これまでの基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額に、新たに子ども・子育て支援納付金賦課額を加えて保険料を賦課し、及び徴収するために必要な規定を追加するほか、所要の改正を行うものです。

審査の過程における討論として、

#### 1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

国の制度改定について、本市のみ導入を見送ることができないため、賛成はするが、考え方としては賛同できない部分が多い。子育て支援の充実

には賛成である。この財源を国民健康保険料から捻出することには異議を唱える。

本市では、令和7年に既に実質上国民健康保険料の値上げを実施している。その理由は、①千葉県全体の国民健康保険に関する運営が厳しい状況であること、②後期高齢者医療保険の支援分の財源が不足していることがあげられ、原因は、本市の国民健康保険単体での財源不足というより、他の自治体や事業を援助する財源が足りないという内容であった。

現状の国民健康保険の財政は、独立採算制が基本といえども、毎年一般財源からの繰入れを実施しなければ、運営が厳しい状況である。既に援助を受けているところが、他のところを更に助ける、本末転倒であり論旨が破綻していると言わざるを得ない。そこは、当局とは見解が異なると考える。

2年連続の値上げで、必要以上に当局が悪者扱いされることは必至であり、ダークサイドに堕ちた国民健康保険の財政、陽はまた昇ると果たして言えるのかという印象を受ける。

窓口サービスの充実や十分な説明を果たすことを要望する。

2 1点要望し、賛成の立場で討論する。

子ども・子育て支援金に係る国民健康保険条例の改正案に対し、現役世代の負担増への危惧を表明する。

まず、過去20年、社会保険料は上がり続け、現役世代の負担率は「五公五民」とも言われる状態にある。さらなる「支援金」を上乗せすることは、残念と言わざるを得ない。現役世代が支えて成り立っている事業者の負担も心配ではあるが、国民健康保険においては、会社員と違い「事業主負担」がないため、加入者の負担感が倍増することや、特に18歳以降、支援されるべき「子育て世帯（多子世帯）」ほど、負担が増えてしまうことが考えられる。

しかし、少子化という待ったなしの課題に対し、一刻も早く対峙する必要があることから、この支援金によって確実に子育ての質向上に直結しているか、しっかり注視していただきたい。少子化が加速すれば、いわゆる低所得者のカテゴリでなくても苦しくなるように考える。所得の額面だけでは想像できない世帯の負担等も注視し、制度上の課題を整理することを要望する。

3 1点要望し、賛成の立場で討論する。

我が国の将来を担うこどもたちを全ての世代で支えるという、子ども・子育て支援金制度の意義については理解した。

また、県が示した納付金を支払うために必要となる保険料率についても、適正に設定されているものと考えている。

しかし、今回の子ども・子育て支援金分の制度開始によって、国保加入者、特に低所得者においては新たな負担となる。

また、本市では令和7年度において、保険料の改定を行っており、加入者の負担は年々増大している。

今後、赤字解消のための保険料改定を進めるにあたっては、令和7年度に行った保険料改定の結果を検証し、検討を進めるよう要望する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第13号「令和7年度流山市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」について報告します。

本案は、決算的見地から、歳出では特定健康診査に係る委託料等を減額し、歳入では、繰入金の減額等、所要の補正を行うもので、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ872万1千円を減額し、145億6,570万7千円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第12号「令和8年度流山市国民健康保険特別会計予算」について報告します。

本案は、保険給付費、事業費納付金等の所要額を計上し、これらの財源として国民健康保険料、県支出金、一般会計からの繰入金等をもって充て、歳入歳出予算総額を対前年度比2億4,334万3千円、1.7%増の147億282万6千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

都道府県単位での国保事業の運営を行うことへの考え方は理解できるものの、千葉県が国保事業を運営することに対しては、私は懐疑的な立場であることから賛成はしない。なぜならば、東葛地域は、過度な負担を強いられるからである。国民健康保険だけでなく、介護保険料、後期高齢者医療

への支援分等、純粋な国民健康保険の部分以外にも負担は増大している。

現役世代にとって、社会保険料は、可処分所得を減らす大きな要因で、保険料というよりも、福祉に関する税金と解釈できるように感じられる。しかし、厳しい中にも、予算編成上、担当部局としては、一般財源からの繰入れを最大限少なくして、独立採算制を維持することに注力している、健康施策と連動しながら医療費を減らす事業を展開している、市民からの苦情と千葉県からの圧力に挟まれ、相応の苦勞をしている等、与えられた条件の中で、やれることは全部やったと言えるだけの材料は持ち合わせていると判断した。市単独での努力には限界があると考え。窓口でのサービスは迅速にして、これ以上負担する人たちの時間を奪わないようにすることを要望する。

## 2 1点要望し、賛成の立場で討論する。

高齢化による医療費の増大に加え、国民健康保険の被保険者数の減少から難しいやりくりを担っている現状は認識している。当該予算については、交付金や繰入金を適切に配置し、安定的な運営が見込める予算と評価する。その中でも、社会問題となっている一部外国籍の方の未納問題に、自治体として主体的に取り組む姿勢及び最善を尽くし事業に努める姿勢を高く評価する。

今後も適正な事業推進を求める。

## 3 2点要望し、賛成の立場で討論する。

人口増加が続く本市においても、国民健康保険の被保険者数は減少傾向にあることに加え、医療費のかかる高齢者の占める割合が高い状況が続いている。

質疑を通じて、特定健康診査の受診率向上や、特定保健指導をはじめとする重症化予防の取組について、引き続き工夫と改善を重ねていく方針が確認できた。

今後は、受診勧奨の方法や通知内容の更なる改善を図るとともに、より多くの被保険者が健診に繋がるよう、実効性のある取組を一層推進すること。被保険者一人ひとりの健康保持・増進が、結果として国民健康保険財政の安定に繋がるとの認識のもと、予防を重視した取組を着実に推進することを要望する。

## 4 1点要望し、賛成の立場で討論する。

国民健康保険は、誰もが安心して医療を受けられる「国民皆保険制度」

の基盤であり、特に所得の不安定な方や高齢者を支える重要なセーフティネットである。

県への納付金を確実に計上しつつ、適正な収支均衡が図られており、国民健康保険の財政基盤を維持するために、適切な繰入れ事業の実施状況を確認ができた。将来にわたって制度を維持しようとする自治体の責任ある姿勢が評価できる。

特定健診の受診率向上や、重症化予防への積極的な取組として、データヘルス計画に基づき、被保険者の健康意識を高める施策については、市議会や地域にも協力いただけるような仕組みづくりを一緒に進めていくことを要望する。

#### 5 賛成の立場で討論する。

クレジット納付、モバイルレジ、キャッシュレス決済アプリによる納付割合が前年度より増加しているとのことであり、市が取り組んできた多種多様な納付方法の整備が一定の効果を上げていると考える。

さらに、令和9年度からは、納付書に印刷された二次元コードを読み込むことで、クレジットやキャッシュレス決済アプリで納付することができる仕組みを導入する予定であり、市民の利便性向上に対する市の姿勢を評価する。

保険料の多種多様な納付方法の整備は、市民の利便性向上だけでなく、収納率の維持・向上にも繋がっていくものと見込まれるため、今後もさらなる研究に努めることを期待する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第15号「令和7年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について報告します。

本案は、決算の見地から、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を減額し、歳入では一般会計からの繰入金を減額するもので、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ2,482万8千円を減額し、33億6,941万6千円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第14号「令和8年度流山市後期高齢者医療特別会計予算」

について報告します。

本案は、後期高齢者医療広域連合への保険料の納付金並びに被保険者の管理及び保険料収納に要する経費等の所要額を計上し、これらの財源として後期高齢者医療保険料、一般会計からの繰入金等をもって充て、歳入歳出予算総額を対前年度比7億2,535万8千円、21.9%増の40億3,655万4千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 1点指摘し、賛成の立場で討論する。

現役世代で国民健康保険料を支払いながらも、後期高齢者負担分を支払う立場である。

マイナンバーカードを使っても、病院での診療や会計の待ち時間に大差がなく、診察券やお薬手帳等、別々に提示を求められると紛失しやすく再発行の手間がかかるといった医療サービス部分における課題が山積し、その多くが未解決のままであると思われる。そういった部分での不満を抱えながら、行政の窓口を訪れる人は多いと考える。そうなると、窓口サービスの瞬間からマイナスのスタートとなるため、注意が必要である点を指摘する。

2 賛成の立場で討論する。

本予算は、歳入歳出予算額40億3,655万4千円であり、前年度と比較して7億2,535万8千円の増となっていますが、歳入では後期高齢者医療保険料が全体の85%である一方で、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金が全体の96.9%であり、適正に執行できる予算と判断する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第17号「流山市企業等立地の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、奨励措置のうち環境配慮型設備設置費助成金を廃止するとともに、奨励措置の適用及び取消しに係る納税に関する要件等を見直すものです。

また、本審査の過程において、議員間の自由討議が行われたことを申し添えます。

審査の過程における討論として、

1 賛成の立場で討論する。

条例改正の意義、要件や効果は、担当部局の説明及び質疑で確認できた。  
立地促進のため、積極的に営業することを期待する。

2 2点要望し、賛成の立場で討論する。

1点目は、事由に応じた課題整理を行ったうえで、市内経済循環に対する評価指標を研究すること。

2点目は、流山市が課題として認識している小児救急は、私も大きな課題として認識していることから、小児救急について研究すること。

総じて、土地や建物等のスムーズな活用という観点がある。交付条件として税制上の書類を集めにくいという事に対する迅速な対応策であると考え

がありました。

また、本審査の過程におきまして、継続審査の申し出がありましたが、採決の結果、継続審査の申し出については、1対5をもって否決されましたことを申し添えます。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上